

平成28年3月25日

社会福祉法人福生会理事長 様

鳥取県福祉保健部長



平成27年度社会福祉法人指導監査の結果について（通知）

社会福祉法(昭和26年法律第45号)第56条第1項に基づく平成27年度の指導監査の結果、別紙「社会福祉法人指導監査結果」のとおり、是正又は改善を図る必要があると認めたので通知します。

ついては、別紙に掲げる指摘事項等について下記1のとおり取り扱ってください。

なお、社会福祉法人指導監査の結果（文書指摘事項及び当該指摘事項に対する是正・改善状況報告書の内容）については、鳥取県社会福祉法人及び社会福祉施設等指導監査に係る情報公開要領（平成15年6月13日付福保第283号当職通知）に基づき、下記2のアドレスの県ホームページにおいて公表することとしていますので、御承知ください。

記

1 指摘事項等の取扱い

- (1) 文書指摘事項については、是正・改善状況を別添様式により平成28年4月25日（月）までに、当部福祉保健課へ報告すること。
- (2) 口頭指摘事項についても、文書指摘事項と同様に所要の是正・改善措置を講ずること。
- (3) 助言事項については、適正な法人運営を行う上での参考とすること。
- (4) 監査結果及び指摘事項（文書指摘事項のほか口頭指摘事項及び助言事項を含む。）については、必ず理事、監事及び評議員に報告するとともに、是正・改善措置の内容について承認を得ること。

- 2 URL <http://www.pref.tottori.lg.jp/247273.htm>
(鳥取県ホームページ「とりネット」において公表)

3 その他

別添様式について、電子ファイルの送付を希望する場合は、下記担当の電子メール宛てに、その旨をメールにてお知らせください。返信メールにて、電子ファイルを送付します。

担	当	:	福祉保健課法人施設指導室	前場
電	話	:	0857-26-7140	
ファクシミリ	:	0857-26-8116		
電子メール	:	maebad@pref.tottori.jp		

平成27年度社会福祉法人指導監査是正・改善状況報告書

提出日	平成28年4月23日
法人名 代表者氏名	社会福祉法人 福生会 理事長 谷口宗弘
担当者	総務課 田中勝実 電話：(0858)43-3322/FAX：(0858)43-3321 メール：tanaka@sankien.jp 又は info@sankien.jp

(記載注意事項)

- ① 1の「是正・改善状況」欄は、具体的に記入すること。
- ② 1の「是正・改善時期」欄は、「是正・改善状況」記載の内容が実施できる時期を具体的に記載することとし、「時期未定」といった回答とにならないよう注意すること。
- ③ 是正・改善関係書類を添付すること。
- ④ 監査結果並びに指摘事項及びそれらの是正・改善措置の内容について、理事会等への報告・承認状況を2に記載すること。
- ⑤ 本報告書の記載内容が不十分である場合、再提出を求めることがあるので留意すること。

1 是正・改善状況について

指摘事項	是正・改善状況	是正・改善時期
1 理事会への書面表決が続く理事及び評議員会への欠席が続く評議員が見られた。 については、事務局は出席が可能なように日程調整を行うとともに、調整を経てもなお欠席又は書面評決が続く場合は、当該理事及び評議員の改選について検討すること。 なお、本指摘事項については前回口頭指摘事項と同様であり、再度指摘するので改善を図ること。	理事会及び評議員会の日程については今後も調整の上、開催することとしますがなかなか調整するのは大変な状況です。 指導に従い、引き続き日程調整を行います。	今後の理事会及び評議員会日程にあわせて実施する。
2 新理事の任期開始日(平成27年12月18日)に理事会を開催することなく、理事の持ち回りで理事長の互選を行っていた。 理事会は、理事が会議体を開き、議長互選の上、運営する必要があることから、理事の持ち回りによる開催は不可能である。 については、今後、理事会を持ち回り開催することのないよう十分に注意するとともに、理事長の互選は、新理事の任期の初日に理事会にて行うこと。 また、現在有効に選任された理事長が不在であるので、早急	平成27年11月15日開催した第77回理事会において、理事長等の互選による選任方法は、新しい任期の開始(平成27年12月18日)にあわせ正式に書面にて行うことを提案し承認されている。 又、任期の開始にあわせて書面をもって承認された内容で登記が完了している。 (平成27年12月28日(鳥取地方法務局所轄)鳥取地方法務局倉吉支局 登記官) 指摘内容については平成28年5月22日開催(予定)する第79回理事会にて報告し、再度確認するものとします。	平成28年5月22日

	<p>に理事長の互選を行うこと。</p> <p>なお、正当な互選がなされるまでの間は、各理事がそれぞれ法人の代表権を有している状態であるので、念のために申し添える。</p> <p>(定款第11条)</p>		
3	<p>社会福祉法人会計は、その公益性に鑑み予算準拠主義が求められるところ、決算額が予算額を超過している科目があった。</p> <p>については、予算変更の必要がある場合には、補正予算を調製し、理事会の承認を受けること。</p> <p>また、資金収支計算書の予算額と決算額との差額が著しい勘定科目については、その理由を備考欄に記載する必要があることを念のため申し添える。</p> <p>(会計基準第2章5(6)) (経理規程第19条)</p>	<p>決算額が予算額を上回らない様に慎重に予算執行するとともに、補正予算も策定することとする。</p> <p>差額が著しい科目については、今年度決算より備考欄に記載する。</p>	<p>次期会計年度から予算執行に対して、更に注意していくものとする。</p>
4	<p>現金で収納した寄附金について、現金出納帳への記載漏れがあった。</p> <p>また、寄附金の収納日と現金出納帳の受領日が異なっているものが散見された。</p> <p>現金出納帳とは、法人が現金で収入又は支出を行う際、金銭を一時的に保管し、法人の有する現金残高を日々確認するための重要な補助簿である。</p> <p>については、現金出納帳の必要性を再度確認の上、適切な現金管理を行うこと。</p>	<p>現金を預金口座へ入金する同日に、現金受領があった時も漏れずに出納帳に記載していく。</p> <p>事業によっては、本体施設と離れた場所でサービスを行っているものもあるので、必要に応じて現金出納帳を作成する。</p>	<p>平成28年2月18日</p> <p>法人指導監査実施後、出納職員(責任者)に対し、左記取扱について指導を行った。</p>
5	<p>三喜苑老人福祉施設拠点区分に事業未収金(654万円)が計上されていたが、実態は拠点区分間の貸付金であり、拠点区分間の資金の貸し借りについて、年度内に精算されていなかった。</p> <p>については、適切な勘定科目で経理処理を行い、資金異動が明瞭に把握することができるよう、附属明細表に金額を記載するとともに、年度内精算を行うこと。</p>	<p>資金が出来次第借入金を返金する。</p> <p>年度内精算については、介護保険法の居宅サービス事業等以外への繰替使用したものではないため、年度内精算しなかった。 (老発188号通知第2-3-(3))</p>	<p>平成28年度中の精算を実施する。</p>
6	<p>貸借対照表の負債の部において、1年以内に支払期限が到来する設備資金借入金(804万円)の流動負債への振替がなされていなかった。</p> <p>については、1年基準に基づき、貸借対照表の翌日から起算して1年以内に支払期限が到来するものは、「1年以内返済予定設備資金借入金」として流動負債に計上すること。</p>	<p>平成27年度決算から計上する。</p>	<p>平成28年5月22日</p>

	(会計基準注7) (運用指針別添3)		
7	<p>経理規程で小口現金の制度を規定しているにもかかわらず、常用雑費の支払いにおいて、職員の立替払の事例が散見されたが、会計事故の原因となることから不適當である。</p> <p>については、日々発生する少額な支払は、職員の立替払に抛らず、小口現金による処理を行うこと。 (経理規程第26条)</p>	<p>指摘を踏まえて職員の立替払に抛らず、小口現金による処理を行う。</p>	<p>平成28年2月18日</p> <p>法人指導監査実施後、小口現金出納職員等に対し、左記取扱について指導を行った。</p>
8	<p>給与規程に基づく賞与の支払があるにもかかわらず、賞与引当金が適切に計上されていなかった。</p> <p>については、賞与が毎年相当額支給されていること、また、客観的かつ合理的に見積もることが可能であることに鑑み、所要額を賞与引当金として計上すること。</p> <p>なお、賞与引当金は、重要性に乏しい場合は計上しないことができるが、貴法人においては、職員給与規程に基づき毎年相当額の賞与が支出されていることに鑑み、重要性に乏しいとは言えないと思われるので念のため申し添える。 (会計基準注2、注19(3)) (運用指針18(2)) (経理規程第50条)</p>	<p>指摘を踏まえて会計事務所と協議し、適切な処理方法を検討・実施する。</p>	<p>平成28年5月22日</p>
9	<p>三喜苑デザイナーサービスセンター新築工事の入札が不調に終わったため、当該入札の指名業者のうち、最低入札金額で応札した業者と随意契約していたが、予定価格(88,600,000円(税抜))を上回った契約金額(89,900,000円(税抜))で契約を締結していた。</p> <p>社会福祉法人は公益性の高い団体であるため、施設建設工事に係る契約手続については、都道府県等が行う公共事業の扱いに準じて適切に行うことが求められる。</p> <p>本件の場合、入札が不調に終わったのであれば、本来は、工事内容及び積算等の見直しを行い、再度予定価格を設定し、日を改めて入札を執行するべきものであった。</p> <p>また、入札が不調となった経緯については、理事会及び評議</p>	<p>三喜苑デザイナーサービスセンター新築工事の入札は、結果的には予定価格を上回った契約金額で契約を締結した。これは、入札が不調(3回)に終わったため、現場説明会及び入札会において説明していた「入札条件」(入札回数は、原則3回までとするが、落札者がいない場合は、立会者を含めた関係者と協議の上、決定するものとする)に基づいて行ったものである。</p> <p>指摘事項にある「再入札の執行」については認識が不足していた。</p> <p>今入札において、最も重要視していたことは、年度内工事を計画していたことと、銀行借入時期の期限のことであった。予想だにできなかった3回の入札不調があり、再入札会を執行するという期間的余裕がなかったことです。</p> <p>予定価格の検証についてですが、建築士の設計書(積算書)及び建築業者の歩み寄りによる価格から鑑み適正な価格と判断しているところである。</p> <p>尚、予定価格を超過する金額での契約</p>	<p>平成28年5月22日</p> <p>開催(予定)の理事会及び評議員会において説明する。</p>

	<p>員会で報告されていたが、予定価格を超過する金額で当該業者と随意契約を締結したことに關しては報告されたかどうかを確認できなかった。</p> <p>ついては、今後、契約の公平性及び透明性を図るため、入札を要する契約について適切な事務処理を行うよう注意すること。</p> <p>また、理事会及び評議員会において、予定価格を超過する金額で当該業者と随意契約を締結したことに關する経緯を詳細に説明すること。</p> <p>おって、不調となった入札における予定価格が、適正な価格であったかどうか検証を行い、報告すること。</p> <p>(経理規程第61条、第62条第1項(6)、第2項) (徹底通知5(2)イ)</p>	<p>に關する経過説明については平成28年5月22日開催(予定)の理事会・評議員会において行うこととする。</p>	
10	<p>附属明細書において、次の点で不備があったので是正すること。</p> <p>① 「国庫補助金等特別積立金明細書」に各拠点区分の内訳を記載すること。</p> <p>② 「積立金・積立資産明細書」に積立資産の記載漏れがあるのですべての積立資産について漏れなく記載すること。</p> <p>③ 「寄附金収益明細書」の各拠点の内訳が資金収支計算書と突合していなかった。資金収支計算書の金額が正しいので、資金収支計算書と一致させること。</p>	<p>①及び②については、記載漏れのない様作成する。</p> <p>③については、年度末日に受けた寄附金を入金する際、拠点区分を誤っていた。平成27年度に過年度修正をした。</p>	<p>①、②については、平成28年5月決算時に改善</p> <p>③については、平成27年4月に過年度修正済み</p>

2 理事、監事及び評議員に対する報告及び承認の状況

理事会	平成28年	5月22日	報告承認	済み・ 予定
監事	平成28年	5月22日	報告承認	済み・ 予定
評議員会	平成28年	5月22日	報告承認	済み・ 予定

※「予定」の場合には、実施後速やかにその旨の報告及び理事会等の議事録の提出をすること。